

令和5年第4回定例会議事日程（第3号）

令和5年12月12日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

是 石 利 彦 議 員

岸 本 加代子 議 員

太 田 文 則 議 員

向 野 倍 吉 議 員

矢 岡 匡 議 員

新 保 祐 介 議 員

角 畑 正 数 議 員

令和5年第4回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和5年12月12日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	12月12日 10時00分	
応 招 議 員	1 番 新保 祐介	6 番 横川 清一
	2 番 丸谷 宏一	7 番 是石 利彦
	3 番 角畑 正数	8 番 岸本加代子
	4 番 向野 倍吉	9 番 矢岡 匡
	5 番 太田 文則	10番 山本 定生
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 花畑 明	上下水道課長 奥家 照彦
	教 育 長 江崎 藏	地域振興課長 石丸 貴之
	未来まちづくり課長 和才 薫	教 務 課 長 鍛治 幸平
	総務財政課長 奥本 仁志	建 設 課 長 軍神 宏充
	住 民 課 長 友田 哲也	吉富あいあいセンター長 梅林 正典
	税 務 課 長 岩井 保子	検査会計室長 奥本 恭子
	会計管理者 別府 真二	吉富保育園長 鍛治 淳子
	福祉保険課長 石丸 順子	吉富幼稚園長
	子育て健康課長 石丸 順子	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	局 長 小原 弘光	
	書 記 鶴本 宏	
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり	
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり	

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（山本 定生君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し厳守してください。

是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。4年ぶりの質問になりますが、ちょっと勝手がうまくいかんかもしれません、どうぞよろしく申し上げます。

まず、1番目です。こどもまんなか応援サポーター宣言についてということです。

吉富町は、こどもまんなか応援サポーター宣言を今年春先にしたかと思いますが、これについての質問でございます。

令和4年12月13日の、こども家庭庁設立準備室という資料に目を通しましたらば、プロジェクトの背景、子育て家庭から頂いた声として4つが示されておりました。

1番目、行政手続に関する声、2番目、子育てサービスに関する声、3番目、子育ての不安や悩みに関する声、4番目、経済的な支援に関する声というものがありませんでした。ざっくり言いまして、子育てに関する相談の手続にDX技術を使ってオンライン化してスピードアップするようなイメージを感じました。

スケジュールを見ますと、令和4年度12月に今のこども政策DX推進チームが立ち上がると、今年の令和5年3月にDX推進チームの取組工程表策定、それから、夏頃に必要な予算を令和6年度概算要求に盛り込む、令和5年の秋頃、こども大綱の策定とございました。スケジュール感がありましたけれど、このようになっておりました。

既に、こども庁の大綱策定は示されているとは思いますが、私ども吉富町の、こどもまんなか

応援サポーター宣言の目的、狙い、予算等、できるならば今後の計画をお示しください。お願いします。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 今年8月、本町が、こどもまんなか応援サポーター宣言を行いまして、本町は従前から子供環境の充実を最優先に考えて、子供支援施策の実施や環境整備にも取り組んできております。

本年度からは、病児保育の無償化、学校給食費の無償化、そして、加えて宣言後の10月から、子ども医療費の支給制度の高校生年代までの充実を実施してきております。議員のおっしゃる経済的な支援という面での支援になると思います。

また、施設整備面では、こどもの森の門扉の電子錠の設置を行う安全安心の設備を実施するようしておりますし、また、昨年度と本年度にわたっては、町内民間保育所の認可化に伴う施設整備に対しまして補助金を交付し、町内保育施設の環境整備にも取り組んできておるところでございます。

今後の計画につきましては、現在のところ議員のおっしゃる経済的な支援なり、サービスなりというところについては、現在のところ具体的な計画はしておりませんが、来年度策定予定の第3期吉富町子ども・子育て支援事業計画におきまして、このことも含めまして、限られた財源の中で真に実施すべき子育て支援施策について検討をしてみたいと考えております。

また、議員のおっしゃいました不安、悩みの相談のDXオンライン化というところでございますが、児童福祉法の改正によりまして、令和6年度から、こども家庭センターの自治体への設置の努力義務化というのがされることとなっております。こちらについては、いち早く体制整備を整えてまいりたいと考えております。

この、こども家庭センターでございますが、就業、家事、子育て、介護などのケアに日々負われる子育て世代を身近な地域で親身に支える仕組みとして整備をするものでございまして、母子保健と子育て支援の双方が連携し、妊産婦、子育て世代、子供からの一体的な相談先として位置づけ、そして、明確化することで相談のしやすさにつなげるようになります。

また、加えて、支援の必要な、そういう必要性の高い世帯につきましては、サポートプランを作成して、計画的・効果的な子育て支援を行うものでございまして、このような悩みの相談につきましても、吉富町が導入しておりますLINEなどのツールも使いまして、より相談のしやすいような仕組みも整えていきたいと考えております。

本町は、これまでも県下で唯一の5歳児健診の実施や、就学前児童サポート事業としまして、町の保健師、子育て総合相談窓口の相談員と、外部の児童発達支援センターの専門家などが、毎月、町内の保育所を巡回して相談を受けて、子供を観察したりして、子供たちの成長を見守って

支援する体制を継続して取ってきてまいっておりますので。

それらも含めまして、こども家庭センターの設置によって、九州一小さな町だからこそできる温かいまなざしを、より一層子供たち一人一人に届け注いでいくことができると考えております。

このほか、今後、法改正によりまして児童手当の高校生世代までの拡充——これは議員のおっしゃる経済的な支援になろうかと思いますが——そのほか本町の保育需要を勘案した上で、町内の保育所の施設整備への支援も計画をしているところでございます。

この、こどもまんなかの取組につきましては、宣言以降、町が実施しましたSDGsや子供たちを対象としたイベント、そして、このたびの国保税の条例改正の内容にも現れておりますように、子育て施策のみに限定することなく、今後とも町の施策全体で、何が子供たちにとって最善かという、こどもまんなかの視点で工夫を凝らしながら、子育てするなら吉富町、子育てに希望と夢が持てる温かなまちづくりをなお一層進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私としては、こども家庭庁ができて時間も少ない中、今年度に向かって策定が進んできた、そういう感じでありました。

今、課長の説明を伺いますと、かなり充実した計画のようです。それまでに吉富町で行われました給食の支援とか、それから医療費の支援とか、いろんなものがその中に系統的に組み込まれていることが分かりました。

国の支援というものは、予算化ができて、吉富町にもそういう補助というんですか、そういうものが行われるのでしょうか。それをひとつお願いします。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 児童手当の拡充などにつきましては、国・県の交付金をもらうようになります。

また、先ほど申し上げました、こども家庭センターにつきましても必要な経費などは手当てされるように今進んでおりますが、まだ詳しいことが何分示されておりませんで、私たちも情報を得ながら町の負担をできるだけ少ない形で充実をさせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 国の政策の中、吉富町独自の顔と顔がつながるフェース・ツー・フェースちゅうんですか、そういう心温まるというんですか、温かい子育て世代のサポートが充実していただける期待が大変持てると思えました。町を挙げて子育て世代を応援しています九州

市一小さな町を最大限に発揮して、顔の見える子育て支援の町を実現していただきたいと思ひます。

では、次に2番目に移ります。

ゼロカーボンシティの実現について。

今も言ひましたが、吉富町は九州市一小さな町のゼロカーボンシティを目指しておひります。2年目を迎えている「エコまち」プロジェクト奨励金の費用対効果を知るために、CO₂削減効果や電気量削減効果、できれば脱炭素クレジットも併せてお示しいたひきたい。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 「エコまち」プロジェクトですが、まずは今年度の実績について速報値を御報告いたします。

太陽光発電システム7件、蓄電池4件、高効率給湯器20件、クリーンエネルギー自動車3件、省エネ家電212件となつておひまして、申請者数は212名でござひまして、大変な御反響を頂き、今年度の9月の22日に申請の受付を終了しておひります。

議員がおっしゃるとおり、脱炭素日本一を掲げます本町としましては、予算的にも1,235万円と大きな事業でありますので、費用対効果の検証は大事になってきます。

また、毎年12月、今月であります、地球温暖化防止月間になっておひまして、12月の広報紙と一緒に地球温暖化防止の啓発チラシを全戸に配付しているところあります。そのチラシの中に、「エコまち」プロジェクトの申請実績について、概算にはなりますが、効果といたしまして、CO₂削減量を森林面積に換算し、東京ドーム2.8個分というように分かりやすい表現で掲載をしておひります。

九州一小さな町、森林が全くない町でもCO₂が削減できることをアピールをしておひりますので、ぜひしっかりと御確認をお願いしたいと思ひます。

この事業は、住民の皆様は品物を購入する際、脱炭素を意識していただくように啓発を行い、昨年宣言いたしました気候非常事態宣言の中での世界的な気候危機への一助となりますので、二酸化炭素排出量ゼロのゼロカーボンシティを目指して来年度もこの事業をしっかりと継承推進をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 次に、自宅の屋根に初期費用を無料で太陽光パネルを設置する。民間事業でありました。事前に調べてみたんですが、屋根貸しの太陽パネル設置事業でしたね。これは2021年、令和3年10月から3年間の民間事業でございました。

現在では申込件数が123件中、契約設置件数11件と聞いておひります。設置条件、確認審査

中等、家族会議、音信不通、様子見、検討中という方が11件、審査不可が63件、設置条件が不可だったのが38件。会社側希望条件ですが、屋根の広さとか向き、強度、最低容量4キロワットアワー以上というものが条件にあったそうです。

次に、町でも推進に協力していると思いますが、公共施設の設置場所、数等をお示しいただけますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今、議員より御質問のシェアでんき事業について少し説明をさせていただきます。

このシェアでんき事業は、先ほど議員おっしゃいましたように令和3年10月21日に民間事業3者間で締結をしたパートナーシップ協定に基づき、官民が連携をして、ともに地域課題の解決を図ろうということで始まった事業の一つでありまして、御質問のとおり、初期費用ゼロで、希望する方全員に太陽光パネルの設置が可能となる仕組みを構築しています。

先ほどの当初3年間では、この連携を結びました株式会社シェアリングエネルギー社は、仮に吉富町全世帯が搭載をでき得る36億円という予算規模をもってスタートをさせていただいたところでございます。この太陽光発電PPAモデル、これはパワー・パーチェス・アグリーメント、電力販売契約の略で、いわゆる屋根貸し太陽光システムというものではございます。

なお、この先進的な取組につきましては、広報よしみへの掲載はもちろん、環境省の事例集や雑誌、新聞等でも大きく取り上げていただいたところで、町内外に山林率零%の町が目指す脱炭素日本一吉富町のイメージを持っていただけたという、町にも大きなPR効果があったものと考えております。

先ほどの設置件数につきましては、議員がおっしゃったとおりの内容でございます。町の施設といたしましては、5つの施設に設けております。具体的には、町の防災倉庫、武道館、放課後児童クラブ、漁村センター、消防第2分団車庫の5施設に、合計86キロワット、パネル数にしますと約260枚の太陽光パネルを積載いたしました。

先ほどの戸建て住宅11軒の総ワット数は50キロワットほどとなっておりますので、合計いたしますと136キロワット、太陽光パネル約410枚を積載したことになります。先ほどの住民課長の例えと同様に東京ドームで換算しますと4.2個分の森林に相当するものとなっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 次に、民間企業の活動ではありますが、成果等の評価報告を受けていますかという質問があったんですが、それを、今の課長の答弁の中にありましたので割愛さ

せていただきます。

お話の中に全戸数、希望者は無料で太陽光パネルで発電ができるという思いで、私も希望の持てる事業だなと当時思っておりました。吉富町には戸数が3,000でしたかね、数千あるわけですが、その中の希望者が123件中11件という結果は、思いどおりなかなかうまくいかないものだなと、理想はなかなか追えないんだなというのがよく分かりました。

意見として、無料屋根貸し太陽光パネル設置は条件に合わなくて、希望どおり設置できないことが分かったと思いますが、一方、自前でパネルを設置する以前のキロワット5万円、最高20万円のような助成金の復活は考えられないのか。

「エコまち」プロジェクトの太陽光パネル自費設置の世帯に6万円の助成をする金額をもう少し増額して、太陽光パネルを吉富町にも設置を促して、ゼロカーボンシティ促進にかなうと思いますが、これは、これからの議論の中に入れていただいて、自前でやる方の補助ももう少し増額してはどうかと考えております。

次に、3問目に行きます。

管理義務を放棄したかのような田畑、空き家、その他草刈りについてお尋ねいたします。

田畑、空き家、その他の所有者には、それぞれの分類での税の優遇措置がされております。農地法では、ほぼ収益が望めない農地は固定資産税は免除、あるいは宅地に比べて収益性において4区分に分類されて固定資産税は低く設定されていると聞いております。

4区画の中の一般農地としては単当たり1,000円ぐらいでしょうか。それから、生産緑地と言われるものは単当たり数千円と、ほかにもあと2つございますが。

また、宅地建物について、宅地のうち住宅用と評価されますと、固定資産税は3分の1から6分の1の軽減措置があります。これらは農業者の生活活動の権利保障、隣人住民の生活への脅威に脅やかされることのない安定した状態を保全する保障であります。環境の保全の保障でもあり、納税者への保障でもあります。

何が言いたいかと言いますと、税法で守られているが、義務と責任が課せられているわけでありまして、税の公平性と同時に、義務の公平性も担保されなければ地域社会は成り立たないと考えます。

所有者として、しっかりと管理責任を果たしておられる方がほとんどなのですが、管理責任義務を果たせなくなってしまう場合、当事者同士では解決が無理な場合があるようです。議会報告会の中でもそういうお話を数聞いております。役場のほうにもそういう相談があるやも聞いております。

様々な理由で土地の管理を放棄している現状を早急に解決すべき社会問題と捉え、町として積極的に解決するための対策がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） それでは、地域振興課から農地に関しまして御説明をいたします。

議員おっしゃられるとおり、耕作放棄地につきましては、原因として農作業の効率の悪い農地や町外耕作者の農地が現在、耕作放棄地となっているため、農家の担い手への流動化が進まず、農地の集団化ができていない状況にはなっております。

また、今後は、農家のより一層の高齢化や不在地主の増加による耕作放棄地の増加が予想されます。

耕作放棄地の解消につきましては、現在、地元事情に詳しい農業委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロールを定期的に行っていただいております。その関係で、耕作放棄地等がある場合は、随時事案に応じた指導を、農業委員さん、最適化推進委員さんから行っていただいております。

また、町外に転出等をされ、委員さんでは連絡が取れない農家の場合につきましては、町の農業委員会から管理依頼の通知をしっかりと行っております。

今後につきましては、管理のできない農地につきましては、町といたしましても、地域にとって貴重な資源であることを認識し、最大限に活用していくためにも、現在、認定農家や新規就農者へ利用集積を図っていますが、効率的な土地利用を促進・指導し、農地の継続的な使用へのまた今後支援を行いながら、引き続き耕作放棄地の解消に向けて取り組んでまいります。

地域振興課からは、以上です。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 住民課からは、住宅地の場合について御説明をいたします。

まず、草刈りにつきましては、隣近所の場合ですと、近隣トラブルにもなり得る可能性があり、直接的には非常に言いにくいものがございます。例えば、私や皆さん御自身が住んでいる隣の土地が荒れていることを想像してみてください。なかなかお隣の方と親しい関係でも直接は言いにくいものではないでしょうか。

さらには、お隣の土地が誰のものか分からないこともあるかと思います。そのような状況を踏まえまして、今年、本課へ草刈りの依頼を頂いた件数でございますが、本年5月から10月までにかけて24件ほど頂いております。

そのほとんどは、空き家・空き地の所有者や管理者に電話をかけた後、現状の写真を添付したお願いの文書を送付いたしますと、草刈りの実施をしていただいております。中には、議員のおっしゃるとおり、草刈りの実施をせず放置しているところもございます。その場合は、幾度かのお願いをしたり、自治会や御近所の方の御厚意で草刈りを実施していただい

るところもございます。

また、今まで草刈りにつきましてはお願いにとどまっていたましたが、近隣市町に先駆けまして昨年度施行いたしました空き家空地対策の推進に関する条例により、防災、衛生、景観等の観点から、空き家・空き地周辺の生活環境の保全を図るために、空き家・空き地の調査、所有者や管理者への助言や指導、さらには勧告や命令といった行政指導ができるようになりましたので、今後空き家・空き地の状況をしっかりと監視し、住民の皆様が安心安全に生活できるよう空き家・空き地の改善に向けた取組に努めてまいります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） こういう公の場でなかなか言いづらいところもありますが、先ほどの私の理解としては、農業環境の保全とか収益性の確保ということで、農地には税金、固定資産税の優遇がなされております。そういうことは必ず管理の義務が発生しているわけです。

先ほど文書の中にも私、読みましたけれど、ほとんどの方がきちんとやっております。お米も作っていないのにもかかわらず、きちんと適切な田んぼの管理をされている方もよく見かけますし、そういうお話も皆さんからお聞きしております。であるにもかかわらず、全く音信不通で、管理を顧みず、そのままにしている農地、それから、空き家・空き地、そういうものが目につくわけです。

先ほども言いましたけれども、議員にも個人的に相談もあるし、議会報告会でも必ず毎回こういう何とかならんかというお話を聞きます。なかなか厳しいとは思いますが、担当は今2人出ておりましたけれど、担当、法令を超える超法規的解決策を絞り出して、町民の声に応えてほしいというのが私の趣旨です。

今の説明の中に、新しい条例で少しずつ動き始めているのはよく分かります。それでも、お願いをしても何の反応もないようなところもあるやに聞いております。

繰り返しますが、そこを何とか役所で、うまく言えませんが、超法規的な方法を考えてはどうかということでもあります。担当の方、答えがなかなか難しいとは思いますが、これからそういうところも考えてやってほしいものであります。

責任の放棄は税の優遇の放棄として、優遇の剥奪、公の代執行に踏み出せないものか強く思っております。検討して見ていただきたいと思っております。

公、役場が担うほかに前進の未来はないと考えております。個人だけでは、担当課長の答弁の中にもありましたが、なかなか言いづらいところもあります。当事者の幸せは明日の自分の幸せであり、町民の幸せにつながると信じます。ぜひともこれを役場の担当以外の全員で考えていただきたいと思っております。ぜひとも動かしていただきたいと思っております。これで、一般質問を終

わかります。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

岸本議員、委員会と同一質疑とならないように配慮した上での質問をお願いします。

○議員（8番 岸本加代子君） 分かりました。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回は2つの点について質問をいたします。

まず1点目、町長交際費についてです。

情報公開条例で開示した花畑町政になってからの町長交際費の内容や、先日の予算委員会での議論等から、交際費という会計科目が民間と行政とでは全く違うということを共通認識としてはっきりさせておく必要があると感じました。

民間企業で適用をされる税法上の交際費は、租税特別措置法第61条の4第6項によると、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

分かりやすいイメージは、接待や慰安のために関係者と食事をしたりするものです。例としては、お客さんを接待する食事代、従業員を慰安する食事代、政党や政治家のパーティーの会費、取引先に持参する少し高額な手土産もこれに当たると思います。

一方、地方自治法上の交際費は違います。行政上の交際費とは、地方自治法第232条の当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費、その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費であり、行政実例や判例等によると、地方公共団体の長などが行政の円滑な執行上、もしくは当該団体の利益のために当該団体を代表し外部と交渉するために要する経費をいいます。

さらに、地方財政法第4条1項は、地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最小限の限度を超えて、これを支出してはならないと規定されています。イメージは、自治体を代表して出席する公的な行事の費用と言えます。例としては、公的な会合の会費、公的なお祝い事への御祝儀、必要な弔慰金も当たると思われます。

公的で、さらに必要最小限の経費にする必要から、対象と支出金額について基準が必要となります。決して接遇を否定するものではありません。社会通年上妥当と認める範囲などと表現され、明確な基準が決められないものもあるでしょう。だからこそ私は、積極的な公開が必要なのだと考えます。

町民の前に明らかにして、町民目線で、あるいは町民感覚で、これでよいですかと問いかける姿勢が必要なのだと思います。

吉富町の過去4年間の町長交際費の実態を見ると、無論適切な支出もある中で、特定の政党政治家のパーティー会費、いわゆるパーティー券と思われるセミナー会費、2万円を超える手土産代、少なくない回数の食事代など、多分に民間の社長交際費のような印象を受けました。

かつて吉富町にも公開をきちんとしたい、対象と支出金額も定めた要綱がありました。しかし、現町長の就任直後に廃止されています。これはなぜでしょうか。まずお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 御質問いただきました内容につきまして、書類や当時の職員などにも経緯を調査をさせていただきました。

令和5年5月24日にて廃止をしております町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱は平成19年7月に制定したものでございました。

当時の要綱の中には、第1条において、目的としまして、公正で透明な町政の推進に資するため情報を公表し、支出基準や公表方法を定め町民の町政に対する理解と信頼を深めるものとされており、その目的につきましては全くそのとおりでございます。

何の異論もないところでありましたが、条項の中におきまして支出項目に応じた支出基準の一覧表があります。その中で細かく会議、懇親会費、慶祝、協賛、激励金、弔意等の金額や限度額が規定をされており、その内容につきましては前町長が就任をされた平成19年に新設をされた要綱、そして、当時の施策、基準に基づくものであり、12年を経過したものでございました。

令和元年5月に新たに就任をされた花畑町長は、公約としまして従前の周辺地域との連携施策を一変し、広域行政を推進し、積極的にネットワークを活用して魅力あるまちづくりを掲げており、交流の対象者や交際費の基準を見ますと、当時の社会通念上の金額や限度額、対象者について大幅な見直しをしなければ、新たな吉富町のまちづくりを推進する上で礼節を欠くものではないかとの考えから、一旦廃止をし再検討をしようということで廃止をしたということでございました。

その後につきましては、例を挙げますと、町長給与の減額がそのまま4年間引き続いたことと同様に、目的や事務の継承不足から現在にそのまま、改正が行われないまま至っているという状況でございます。

ただ、町長交際費の公表を拒んでいるわけではなく、町民のどなたからでも公開請求があれば、現在でも詳細な内容について開示をしてくれているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今後については、委員会でもお聞きしましたし、今も述べられたので、それでいいかなと思っております。それは公開についてであって、要綱についてはどうな

のかということをお聞きしたいと思います。次に行きますね。そのことも併せて教えてください。

次、基準についてお尋ねいたします。

公演、コンサートなど、イベント出演者に対して食事提供がなされる場合もあれば、なされない場合もある。金額も定額でなく、6人の会食で10万円を超えるものもあります。当初予算額60万円という中で10万円を超える一度の食事会の費用には驚きました。

事業打合わせ時の食事会というのがありますが、事業の打合わせになぜ食事がつくのでしょうか。

さらに、手土産の代金にも差がありました。支出対象と支出額の基準はどのようなものなのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まず、基準について申し上げたいと思います。

令和元年5月に要綱を廃止した後、同年の令和2年の2月10日に内規としまして町長交際費支出基準を設けております。これについては、仏事ごとや激励金については詳細な対象者や支出基準に基づき支出をしています。

なお、これまでその内規につきましても、この5年間で3回の見直し、現在もその内規は存在をし、それに沿って支出をしているところでございます。

先ほど議員の御質問にありました接遇についてですね。接遇については、特段はっきりとした、誰のときは幾ら、どのときは幾らという基準は設けておりません。それは、大きく社会通念上の範囲をもってという形でくりをさせていただいております。なので、その方、その場面、その人数等々によって動くものというふうに考えております。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） その要綱はどうなんですか。要綱の制定については。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 要綱の制定につきましては、今現在、予算の範囲内で行きますと、この京築管内で最低レベルですね。京築管内では最低レベルの60万円の当初予算という形で年間の予算をスタートさせていただいているところです。

今回、今議会において、このアフターコロナでいろいろな会合、そして接遇が増えてきたというところで、27万円の増額を合わせて予算計上をさせていただいているところでございます。そういったことを併せて要綱の制定についても今検討を行いたいなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 昨年の12月議会で町長交際費の増額補正の議論がなされました。

その中で、町長交際費が事業の採択、補助金の確保、増額という結果を生み出しているという答弁が執行部からありました。そのとき、とても不思議に感じました。国や県の事業や補助金額が交際費で左右されることはあり得ない。もしあるのなら大変なことです。

9月の決算議会では、特別交付税の増額に言及されましたが、これについても同様です。例えば、必要性を訴えるために頻繁な要望活動があったとしても、それは旅費でまかなえるでしょう。企業版ふるさと納税の増額にも触れられました。こちらは民間企業ですので、別の論理が働くかもしれません。

私は、さきの6月議会での一般質問で若干申し上げましたが、本町の企業版ふるさと納税の全てとは言いませんが、その在り方には疑問を感じています。

いずれにせよ、今回問題にしているのは、国・県の事業、補助金との関係であり、そこに限って具体例をお答えしてください。

そして、ちょっと時間を節約したいので、その次の項目ですね。関係性です。その補助金との関係性。今、私は令和4年度の交際費の状況を記した一覧表を持っておりますので、どの支出がどのように関連しているのか併せて教えてください。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まず、お答えする前に、誤解のないように申し上げておきたいことがございます。

これから申し上げます例えば事業採択等につきましては、町長として相手方等へ直接お会いをし、町の状況や町民の方々の願いを直接お伝えをして要望活動やトップセールスを行うことにより効果を得ているものであり、さも交際費によって手土産等を持参したことから採択されたというような、少し疑念を持たれるような発言と思われましたので、そういったことではないということ一度明確にさせていただいて回答をさせていただきたいと思っております。

まず、そういった交際費にて手土産などを持参したということについては、あくまでも、これは相手方に時間を割いて面会の準備を整えていただいたことに対する社会通念上の礼節の範囲というふうに考えております。

成果の具体例といたしましては、目に見えるもの、見えないもの等があるかとは思いますが、幾つか挙げさせていただきます。

例えば、これまで十数年間足踏み状況でありました、うどんの「くらや」さんの横から高浜地区、そして山国川を新しい渡架橋で渡り、中津市のダイハツ道路とを結ぶ県界道路のこの第2期工事については、いろいろなところへの要望活動を続けた結果、具体的に事業化が進み、今、路

線の測量にまで至っているというような成果がございます。

また、山国川の河川敷を整備する、かわまちづくり事業の採択及びその年度年度の補助金の確保についても同様でございます。

現在工事が進んでおります町営幸子団地の改修事業費の補助金の採択の確保、また、つくしんぼ保育所認可化事業採択の要望、国交省による山国川河川堤防路肩改修事業の施工、さらには県道吉富港線——これは自在丸の銭湯の前になりますが、子供たちが毎朝信号待ちをする待合場所もないような状況でございますが、ここに右折レーンの設置及び児童の待機場所の設置事業も県のほうで着手に入っております。

さらには、先ほど少しお話が出ました国の特別交付税の増額要望により、ここ15年間ほど9,000万円前後でずっと推移をしていったところではございますが、令和4年度について1億1,000万円と2,000万円の増額となっております。

このような成果は、これまで同様の私ども事務方の努力は当然続けてはおりますが、町長による直接の町の状況を、それぞれの担当、もしくはその上席の方へ要望をするトップセールスによって加算されたものというふうに考えております。

先ほどの繰り返しになりますが、これは町長の交際費が成果に影響しているわけではなく、町長の要望活動やトップセールス、総じて交際そのものが町に呼び込むいろいろな成果になっているものと考えておりますので、交際費はその活動に伴う社会通念上の範囲での経費というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうしますと、昨年12月議会の予算議会だったと思うんですけど、そこで増額補正の審議があった際に、結果的にこういったものが事業の採択とか補助金云々というのがありましたということが述べられたと思うんですけども、いわゆる、それは費用的には交際費ではなくて、先ほど私が言いました要望活動等の旅費ですかね、そういったことに当たると思うんですね。

ですから、それは交際費の増額の理由にはならないかと思うんですけども、あのときの答弁では、あたかもそれかのような印象を受けたんですね。それは違うということよろしいですか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 総論としまして、この交際ですね、要望活動がそういったものをもたらしたということでございますので、例えば、予算で言いますところの増額については、その接遇のみで増額をしているという説明をした覚えはございません。

いろいろな仏事ごとであったり、いろいろなことが積み重なった増額という説明をさせてい

ただいたというふうに記憶をしておりますし、具体的に例えば交際費を増やすことによって何が幾ら増えるというようなことはありませんので、そういった説明はしていないというふうに記憶をしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私も、交際費がそんなものに結びついたら、本当に大変なことだと思ったんですよ。特別交付税についてもそうです。ですからそれは交際がそうであって、交際費と直接関係のないものというふうに理解してよろしいですか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） おっしゃるとおりだと思います。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 分かりました。

では、2番目の質問に移らせていただきます。

庁議室の椅子の購入についてお尋ねいたします。

まず経緯についてです。

庁議室に納品されている事務用椅子の購入に関しては、一住民によって現在、監査請求がなされております。私は、その吉富町職員措置請求書のコピーを入手いたしました。その文書によりますと、この購入は財務規則違反によってなされているとし、その経緯について述べております。読んでみます。

その行為が違法又は不当である理由。

町長自ら業者に直接連絡し、職員の知らないところで備品を発注した。ある日突然業者が役場に納品に来て請求書を置いて帰った。何も知らない職員は終わってしまったことにどうすることもできず困惑したが、業者への支払いをする上で必要な書類を渋々後づけでそろえた。当然契約書も交わしていない。

というふうに書いてあります。

この文書にある事柄は事実でしょうか。事実でないとするれば、どこがどう違うか説明をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 何分1年以上前のこととございまして、記憶が曖昧な部分も多く、一部事実関係が正確でない部分があるかもしれませんが、職員への聞き取りも行った結果として、おおむねこのような経緯だったであろうというレベルの話であることをあらかじめ御了承いただいた上で、私のほうから実際の流れについての御説明を今からさせていただきたいという

ふうに思っております。

令和4年度に入りまして、議員控室の模様替えと、それに伴う家具類の購入、庁議室の椅子の更新を行うこととし、6月議会において補正予算を計上し御議決を頂きました。

具体的には当時の議員控室に設置をする長さ3メートル60センチの会議用の机が1台、それから、サイドボードが3台、椅子が10脚、そして、御質問にあります庁議室に設置する椅子20脚、合計で62万5,000円分の購入を行う案件でございます。

予算の議決後、物品発注に向けた事務を進める予定でありましたが、その手続がまだ正式に始まっていない8月の初め頃と思われませんが、購入を計画しておりました物品が役場に先に納入をされ、その請求書が未来まちづくり課のほうから私ども総務財政課のほうに届けられました。

このことについて課員から報告を受けまして、その後の処理について相談を受けましたが、私としましては、既に物品が納入をされ請求書まで届いているという以上、本来の事務手続があったように処理をすることは、かえって公文書の扱いとして大きな問題が生じてしまいますし、恐らく請求書を持ってきた未来まちづくり課の側で何かしらの手続を踏んでいるのだろうというふうにも考えたところでございます。

町が行う各種取引につきましては、本来は一般競争入札、そして、一定の条件の下では指名競争入札、これを行うことが前提ではありますけれども、事務用品の一つ一つまで全ての取引で入札を行ってはいらぬと、到底事務が追いつきませんので、地方自治法施行令及び吉富町財務規則に基づいて、一定の金額であれば入札を行わずに随意契約を行うことが可能となっております。

工事であれば130万円以下、物品の購入であれば80万円以下、物件の借入れは40万円以下などなど、取引の内容に応じて金額がそれぞれ決められております。

その上で、町の財務規則上、予定価格10万円以上の随意契約については、図書などの幾つかの例外を除き、2社以上の見積りが必要というふうにされております。今回の案件は80万円以下の物品購入でありますので、随意契約が可能な案件ではあります、10万円以上ですので、2社以上の見積りが必要な案件でございました。

このことは私も認識をしておりましたが、既に納品がされた以上、やむを得ないという判断で、そのまま支払いのための会計処理を行うように課員に指示をし、指示どおりに処理が行われたという状況でございます。

この件で情報公開請求を受けまして、その際に確認をいたしましたが、未来まちづくり課においては、総務財政課のほうで手続を済ませているのだろうということで、事業者から預かった請求書をこちらの総務財政課に単に届けただけであったということが判明をしております。

実際には、町長が直接事業者と交渉を行い、定価の3分の1ほどの価格で見積りの提示を受け、大変安価に購入できることになったということで、予算が議決されたことを受けて発注をしてい

たということでありましたが、このことについて、未来まちづくり課と総務財政課それぞれの課で、もう一方の課が町長との協議など必要な手続を踏んだ結果だろうというふうに思い込み、行き違いもあったということのようなことであろうというふうに思っております。

今振り返りますと、法令や規則を遵守すべきことを他の職員に指導すべき立場である法制や人事の担当課長として、経緯はどうか、規則に反する事務処理を指示したことにつきましては大変軽率であったというふうに思っておりますし、その責任を重く受け止め、深く反省をしているところでございます。

今後は、他の職員に範を示す立場として信頼を回復できるよう、法令や規則遵守を徹底することを肝に銘じ、職務に邁進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今かなり詳細に報告いただきました。だから、これに書いてあることは事実だというふうに認識いたしました。

このような財務規則違反というのは、過去にも例えば物品購入や請負工事等であったことはありますか。今回が初めてでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） ちょっと書類等を持っておりませんので、記憶の範囲内ですが、ここ数十年の中では、職員によるものについてはなかつただろうというふうに認識しております。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） こういう、もしかあった場合、例えば職員が必要な手続を踏まずに注文したとか、発注したとかいうようなことがあった場合は、当然その職員は処分の対象になるかと思うんですけども、そうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 併せて今回の処分についても少しお話をさせていただきたいと思っております。

今回の件につきましては、今、担当課長のほうから説明がありましたが、事情はどうか、事務処理の方法については、町の財務規則に違反しているという事実が判明をいたしましたので、担当課長から顛末書の提出を受け、町の分限懲戒処分審査委員会に諮り、職員の処分を検討いたしました。

委員会では、他市町村の過去の事例、懲戒処分の指針等を基に慎重に審査を行った結果、担当課長には、口頭厳重注意処分を行うのが妥当であるとの判断に至り、委員会の審査結果のとおり

処分を行ったところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 職員に関しては財務規則ですか、それが適用されると思うんですけども、町長の場合はそれはないんですよね。どうなのでしょう。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 内容については、町の規則で定めておる処分になりますので、それはあくまでも職員に対する規則でございますので、町長については直接規則に沿って町長にどうこうというものはございません。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私も、そうじゃないかなというふうに思いました。

②のほうはお答えしていただきましたので、③なんですけれども、これからのことということで、私が考えたのは、今回のことはやっぱりきちっとすべきじゃないかなと思ったんですね。

それで、今回の、これは私の考えというか、思いというか、こうじゃないかなと思っていることです。

今回の町長の行為は、吉富町政治倫理条例第2条の1項に抵触するのではないかと思います。条例は次のようにうたっています。読みます。

第2条、町長等及び議員は、町民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、政治不信を招く公私混同を断ち、清廉を持するとともに、町政に携わる権能と責務を深く自覚し、次に掲げる政理倫理基準を遵守しなければならない。

1、町民全体の代表として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。

2、常に町民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

3、町が行う許可、認可、免許その他の何らかの利益を付与する処分又は請負契約、一般物品納入契約、そのほかの契約に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。

4、町職員採用に関して推薦又は紹介をしないこと。

5、会社そのほかの団体（政党及び政治団体を除く）から寄附を受けないものとし、その後援団体（資金管理団体を除く）についても同様とする。

6、寄附その他飲食の供与等疑惑を持たれる行為をしないこと。

2項として、町長等及び議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑が持たれた場合には、自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

というふうにあります。

今回の事案は、まず入札を行って購入先を決定すべきものを入札にかけていません。しかし、これをもって即特定の者のために有利な取り計らいをしたことになるとは言えないかもしれません。なぜなら、競争しないことによって価格が高くなるとは限らないからです。

今回も非常に安い価格で購入しています。総額186万690円の物品が62万4,430円です。実に123万6,260円の値引きです。法的な取引でこんなことがあるのでしょうか。地域経済の発展を進める行政として、このような値引きを求めるべきではないと思います。むしろ疑惑が生まれます。

一つは品質の問題です。傷物ではないのか。いわゆるバツタ商品ではないのか、もう一つは在庫処分のもを買ってあげたのか、そういった疑惑が生まれてきます。

ここで政治倫理条例第2条1項3号、特定の者のために有利な取り計らいをしないことに抵触し、併せて同条同項1号のその職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないことに抵触するのではないのでしょうか。私はこんなふうに率直に思いました。率直な気持ちです。

それで、町長は、この政治倫理条例に対して今回の御自分の行為をどのように考え、今後どのようになさるお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 先ほどからの岸本議員の御質問等によりまして、憶測や疑念、御心配等を生じさせてしまったことは大変遺憾に感じております。

財務の事務手続に本当の意味で精通をしておらず、ルールを熟知していなかったと反省もしております。つい私の民間時代の意識で、いいものをより安く購入できた、税金を有意義に生かしたと思ってしまったことがいけなかったというふうに感じています。今後はしっかりとルールを確認しながら、いろんなことに挑みたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町長から直接に答弁いただいてよかったかなと思っております。

こういった問題は、やっぱり小さな問題ではありませんし、私たち議員も政治倫理条例には関係しておりますし、気をつけていかなければいけないことなのかなと思います。

今回は、こういう庁議室の椅子の購入についてということで質問をさせていただきました。町が本当に町民にとって、そして外部の人々にとっても、よい町で、誇れる町にしていきたいなというのを常々思っておりますし、心からそう思っております。そのために今後も努力していきたいと思い、そういった私の思いも伝えて、今回の一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時09分休憩

午前11時16分再開

○議長（山本 定生君） 再開します。

太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 議員席5番、太田です。皆様に今お手元に資料をお配りして手元にあると思いますけども、まず①を御確認しながら、私の説明をお聞きください。

観光庁補助金アサリ特産品開発について。

アサリの特産開発について、執行部は、令和3年度と令和4年度に約300万円ずつを業務委託受注して、漁協のアサリをパッケージ化し、販路開拓、PR販売を行いました。また、6月に一般質問で、令和4年度に1,140万円でLOCAL2に発注した海岸再生プロジェクトにおいてもレシピを作成し、干潟ツアーでブランド化するなどアサリ事業を行いました。漁協のアサリを使い、レシピを作って、パッケージ化し、ブランド化して販路開拓とPR販売をしたということですので、特産品開発は完成したとっていました。

しかし、そこで、すみません、②を御覧ください。

しかし、広報において、元協力隊A氏がアサリの特産品開発のために、観光庁補助金の申請書類を作成しましたと述べていた。観光庁の公表資料を見ると、確かに令和4年度の二次公募で看板商品創出事業補助金を受給していましたが、名義は吉富町ではなく、ツクローネ吉富となっていました。この補助金の申請には、市区町村の同意が必要ですので、執行部も知っていることとなるだろうと思いました。

当時の社長に経緯を確認しました。ツクローネ吉富の名義ですが、自分が申請したわけではないので、何にお金を使ったのか分からないとのことでした。A氏から観光庁の補助金を申請したので、会社の名義を貸してほしいと言われ、仕方なくA氏に名義を貸したそうです。その際、会社のお金に手をつけないでほしいと、事業資金はA氏が調達してくることを条件にしたそうです。

すると今度は、花畑町長とLOCAL2から、資金調達のために銀行から融資を受けることに協力すると言われたそうです。なぜなのか、納得できる説明はなかったそうですが、従うほかなく仕方なく了承したそうです。ちなみに、融資を受ける際、町長の公印をついた証書を提出しているそうです。

こうしてA氏は、恐らく750万円ほどの資金を調達し、補助金を申請したはずであるとのことでした。商品もできて、ツアーでブランド化して販売までしているのに、そんな大金を何に使

ったのか、元社長も詳細は分からないそうですが、750万円はその後、LOCAL 2を含めた4社に入金されたそうです。

アサリ商品は地元企業が関わっていると報告を受けていましたので、非常に驚きました。私は疑念を抱くばかりです。

調べてみると、LOCAL 2を含めたこれらの会社は、同じ令和4年度に田川市の事業を行っていたようで、A氏も田川市の事業に関わっていたようです。この事業費は、同じ観光庁補助金を使っているようですが、4社とは別の会社に入金されています。ツクローネ吉富を経由して、4社に入金された750万円のほうは、吉富町の何に必要なお金だったのでしょうか。ちょっと驚くばかりです。

元社長も詳細を知らされていないようで、町長自らが関わっていることですので、詳しく教えていただけませんか。アサリの特産品開発のために、この750万円もの大きなお金を何に使われたのでしょうか。お答えをお願いします。（「A氏って誰のことですか、分かっているんだったら教えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） それでは、アサリの商品開発について、開発から現在の状況について御説明を申し上げます。

令和4年度に実施した観光庁の補助事業、看板商品創出事業についての内容で、事業実施主体は、先ほど議員のおっしゃられたとおり、株式会社ツクローネが行っております。

御質問にあったアサリの商品開発につきましては、アサリのレトルトパック、味付け、これは2種類、和風味とアヒージョ味の2種類と、料理の鉄人、坂井シェフ監修のアサリのブイヤベースープカレーのレシピを開発いたしました。レトルトパックにつきましては、製造にかなりのアサリを消費することから、アサリの安定供給面やコスト面での課題があるため、現在商品化には至っておりません。坂井シェフに監修いただいたメニューにつきましては、株式会社ツクローネ吉富と協議し、今後ふるさと納税の返礼品として、登録している吉富町産アサリの購入特典として、レシピを配布するなどの方法で利用していくように考えております。

以上です。

それと、事業費につきましては、720万円の事業費ということで、これにつきましては、町のほうとして、株式会社ツクローネさんが事業主体となるということで、その当時、観光庁補助事業に議員おっしゃられる町のほうが同意を行っております。

それと、その当時、同意を吉富町と当時の地域おこし協力であった方と一緒に事業の支援を行っていきました。この事業を実施していく上で、漁協や関係者とも連携して商品が作られたことは、今後の、吉富町の特産品開発事業にもつながり、引き続き町といたしましても、まちづくり

会社と車の両輪となり、町の資源の掘り起こしや新たな特産品を生み出せるように、関係事業者の協力のもと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「補足です」と呼ぶ者あり）

○議長（山本 定生君） 補足説明、建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） すみません。以前、地域振興課の課長でしたので、補足をさせていただきます。

先ほど今回頂いたアサリの特産品の①の資料でございますが、こちら、町の特産品開発ということで、地方創生推進交付金を活用しながら、地域の事業者全体の特産品化をするということで進めてまいりました。その一つで、町は水産、海がございますので、この水産物を利用したものをブラッシュアップしたいという思いもございました。それと踏まえまして、農産品として紅はるかを使った特産品開発ということで取り行ってきたところでございます。

先ほど、太田議員がおっしゃいましたパッケージ化というのは、イカの一晩干し、今ふるさと納税の返礼品のほうでも今アップさせていただいているんですが、先日、漁港の魚市でたくさんのお客様に、本当に非常に多くのお客様が見えてきていらっしゃったところでございます。その中でもありました、イカの一晩干しのパッケージと、あとベタです。町でベタも取れますので、シタビラメ、こちらの一晩干しのパッケージの支援をしたということで。

組合の理事会でも昨日話したところなんですが、後ほどちょっと一般質問があると思うんですけど、水産の起爆剤の一つとしてアサリを使った商品開発を漁協としても、今後も町と一緒にやっていきたいというふうな思いがあるということなので、完成したというふうにおっしゃっていたんですけど、今後どんどん進めていきたいというふうな思いで、組合員とも頑張っているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 分かりました。

では、次の質問に移ります。

2番目です。令和4年度吉富町デジタル環境整備業務委託公募型入札について質問を行います。すみません、3枚目の資料を確認してください。

6月議会の継続となりますが、答弁によると、この入札は7月にサードウェーブというパソコン会社から入った企業版ふるさと納税を使って、11月1日から9日に公募し、11月28日に入札して、LOCAL2に250万円で発注され、パソコン3台がフォーユー会館に導入されたと、6月議会で確認がとれました。

まず、LOCAL2との関係性について疑問があります。執行部はパソコン3台を設置すると

いう内容で、11月1日から9日に公募をかけ、28日に入札しています。しかし、LOCAL 2は入札日おろか、公募期間前の11月4日に吉富町にパソコン3台を設置すると発表しています。もちろん公募や発表する前にはもっと前から準備します。公募する前からLOCAL 2にパソコンを発注することが決まっていたということではないでしょうか。つまり、この入札は適正な発注とは言えないのではないのでしょうか。

また、サードウェーブとの関係性についても疑問があります。詳しい方に見てもらったところ、フォーユー会館のパソコンはサードウェーブの商品でした。LOCAL 2はサードウェーブにパソコンを下請発注しているわけです。吉富町だけだったらサードウェーブに下請発注したのは偶然だと言うかもしれませんが、これが10か所となると偶然とは言えませんよね。LOCAL 2は、11月にパソコン3台を10の自治体に設置すると発表していますが、その大分前の7月に、サードウェーブは同じその10の自治体だけ寄附しているのです。

また、フォーユー会館のパソコンは特別スペックの高いものではなく、市販品レベルの20万円ほどの商品だそうで、サードウェーブでないといけなかったという理由もありません。となると、10の自治体に企業版ふるさと納税したら、パソコンを3台ずつ下請発注すると事前に約束してあったことになりませんか。

企業版ふるさと納税は、寄附額の9割が法人税処理されるため、企業負担は約1割になります。サードウェーブが550万円寄附しても、実際の負担は60万円ほどかと思います。例えば最初から60万円以上の金額でパソコン3台等の下請発注が約束されていたとすると、喜んで寄附するのではないのでしょうか。

しかし、企業版ふるさと納税は寄附企業に経済的な見返りを約束して寄附を受け付けてはいけません。吉富町から直接ではなく、LOCAL 2を1回挟んでから下請で発注しているにしても、サードウェーブが寄附企業ですので、経済的な見返りが約束されてはいけないということだと思います。私にはサードウェーブはパソコンの下請発注が約束されている、つまり経済的な見返りがあるから、企業版ふるさと納税をしたように見えます。ですので、サードウェーブの寄附金を企業版ふるさと納税として処理してよいのか疑問に感じています。

6月議会で、ふるさと納税に該当するかどうか自治体ではなく、税務省が判断することであるという答弁がありましたが、内閣府に問い合わせたところ、判断するのは自治体であるということです。

それでは質問いたします。役場、LOCAL 2、サードウェーブの関係性はどうなのか、デジタル環境整備550万円は適正な発注だったのか、サードウェーブの寄附金550万円を企業版ふるさと納税として会計処理したことは適正だったのか、お答え願います。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） パソコンの納入につきましては、私の後、担当課長のほうから詳細にどういった経緯でパソコンが入ったというのは説明をさせていただきます。

まず、私のほうから、議員の認識と内閣府の認識が違うところがございますので、訂正の意味で御説明をまずさせていただきたいと思います。

先ほど、内閣府のほうに確認をしたというふうにおっしゃられておりましたが、町のほうでも、内閣府地方創生推進事務局というところが、全国にこのふるさと納税企業版の取扱いに対するQ&Aを配付をいたしております。

その中で、当然先ほど申しましたように、地方公共団体が寄附を行う法人に対し、その代償として経済的な利益を強要することは禁止されています。では、そのとおりでございます。

そのQ&Aの中に、今回事例として、2つちょっと内容を読ませていただきたいと思います。

問いの1という形で1番目にあるんですが、寄附の代償、見返りとして禁止される事例は何ですかというQ&Aに対して、答えは何個かありますが、寄附を理由とした補助金の交付、入札や許認可での便宜の供与、合理的な理由がなく市場価格より低い価格で財産を譲渡すること、寄附を行うことを公共事業の入札参加要件にすること、合理的な理由がなく他の利用者より低廉な料金で公共施設を利用させること等が挙がっております。

さらにもう一つ、これは直球になろうかと思いますが、問いクエスチョンで、寄附を行った地方公共団体から工事の受注等を行うことは、禁止される寄附の見返りに当たりませんかという問いに対して、内閣府の回答は、競争入札によるか随意契約によるかにかかわらず、地方公共団体において、下記の取組が行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりませんということ。

さらに行きますと、この下記の前提というのは、手続の公平性、透明性等が確保できれば、例えば分かりやすく言いますと、先ほどのサードウェーブが直接このパソコンの納入を受注したとしても、手続の公平性等が保たれておれば問題がないというふうな、全国にガイドラインというQ&Aが出ておりますので、端的にサードウェーブ、もしくは関連をするLOCAL2がこれを受注したから悪いということではないというのを申し上げさせていただきたいと思っております。

後ほど、この公平性については、担当課長のほうから説明があろうかと思っております。

それともう一つ、LOCAL2とサードウェーブそれと町との関係性についてですが、まず、このLOCAL2という会社につきましては、町のほうにいろいろな企画提案をしていただける業者として、今、町が2つの連携協定を結ばせていただいております。

一つは、屋根貸し、太陽光モデルです。これはシェアリングエネルギー社とその仲介、要は紹介していただいた会社として、LOCAL2と町が3者で連携を組ませていただいております。

進めております。

もう一つ、ふるさと納税企業版につきましても、このLOCAL2というところが、全国の企業と町の間を取り持ってくれて、町のほうにふるさと納税企業版をする業者の紹介とそれに合わせたこういった事業を行えば、こういった方が町のほうへ寄附をしてくれるという仲介の役割を果たしていただいている。

この2つで、町とLOCAL2というところは関連性を持っているというところでございます。直接それに対する委託料をLOCAL2に払って契約をしているという関係性ではなく、あくまでも業者間の仲介をする業者として、町は今付き合いをしているという状況でございます。

この後、公平性についての経緯について、担当課長より説明をいたさせます。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（鍛冶 幸平君） それでは、私のほうから、このデジタル環境整備事業の発注についてと、企業版ふるさと納税の寄附をした企業と受注業者との関係性についてお答えさせていただきます。

令和4年度吉富町デジタル環境整備事業委託業務は、公募型プロポーザルにて業者選定を行っております。従来どおり、町のホームページにおいて、先ほど太田議員が御指摘があったとおり、令和4年11月1日から9日まで参加企業の募集を募り、11月28日にプレゼンテーションを実施し、提案内容を精査した結果、委託業者を株式会社LOCAL2に決定しております。

この委託業務では、高性能PC、先ほどおっしゃったとおり3台を納品することになっておりました。パソコンの仕様につきましては、この特記仕様書の中において、OS、CPU、メモリ、ソリッドステートドライブ、グラフィック、電源、有線LAN、マウス・キーボード、ディスプレイの条件を記載しておりました。記載同等性能以上のパソコンを納品条件としており、メーカー名は特に指定はしておりませんでした。

株式会社LOCAL2が納品した高性能PCは、仕様書の条件を満たした株式会社サードウェアの製品だったということで、何ら問題はないと考えております。

企業版ふるさと納税の寄附をした企業と受注企業の関係性については、把握はしておりません。

先ほど太田議員が、この業務は適正な発注だったかということで、お問合せがあったかと思えますけれども、適正な発注であったと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 先ほど未来まちづくり課長の答弁の中で、仲介する企業がLOCAL2だったと。そのLOCAL2が仲介して、公募できるんですか。それ違法にならないんですか。お答え願いますか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 先ほどの答弁のとおりです。直接の企業であつてすら、先ほど担当課長が申しましたように、公募をして、そこに手を挙げた業者として、そこが参加をしてきて、そこが適正な審査を経て受注したということであれば、何ら違法性はないというふうを考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 意見として述べさせていただきます。

今回の質問は、執行部の企業版ふるさと納税の使い方の問題提起ではあります。この550万円は、サードウェーブのお金ではなくて、本社のある東京都に入るはずだった法人税で、国民のお金です。そして、550万円は、そのまま執行部を経由してLOCAL2とサードウェーブに全部入っていますので、住民に入っていないように見えます。冷静にお金の流れを見ると、国民の税金が550万円減って、LOCAL2とサードウェーブに入ったように見えます。サードウェーブは、自らが寄附することによってです。我々国民からすると、この方法が許されることなのか、大変疑問ではあります。

では次に、3番目の質問へと移ります。

3番目の質問、町への移住者増についてということで、移住者増の施策について、現在どのような施策があるのかお伺いします。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） それではお答えいたします。

吉富町では、従来から住んでおられる住民の方プラス移住者増に向けての各種施策、これは子育て支援、高齢者対策、教育関連事業など、いろいろな事業を行っており、これら全てが移住者施策となっておりますが、今回、地域振興課の補助事業といたしまして、町内在住者を含めた支援策として、定住化奨励金と新婚家庭新生活応援補助金制度を設けております。

定住化奨励金制度では、吉富町で家を新築、購入、建て替えされた方を対象に、固定資産税相当額を奨励金として3年間交付しております。

新婚家庭新生活応援補助金制度は、新婚夫婦が町内の民間賃貸住宅で新生活を始める際の住居費の一部を補助しております。家賃は、最大3年間1万円の補助、賃貸借契約の際の敷金、礼金及び仲介手数料等のうち、最大6万円を補助しております。

施策の評価といたしましては、定住化奨励金を受けた住民の方は、令和2年度よりアンケート調査を実施しているところであり、本町に家を購入したきっかけとして、この制度があったからという理由があることや、上毛町を除きまして近隣の市町において、同様の事業が実施されてい

ないことから、成果はあるというふうに感じております。

また、新婚家庭新生活応援補助金を受けた方は、令和4年度のアンケート調査の結果から、約6割の方がこの助成を移住・定住の決め手としていることから、同様に成果はあるというふうと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 2つの施策があるということで、ほかの課にもたくさんまたいろいろな施策があると思います。

次に、2番目の質問に移ります。

今現在、新しい施策を考えているのであれば、お答え願いますか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 今後も、吉富町全体でいろいろな施策を考えていくというふうになっておりますが、現在、うちの課、地域振興課では、吉富町で実施している、先ほど申し上げました定住化奨励金や新婚家庭新生活応援補助金制度を含めた移住増に向けた取引については、近隣自治体と比べましても、かなり有効な施策となっており、実績や効果が現れているというふうと考えております。

近隣の市町や県内の先進地などを参考に、今後新たな政策も検討していく必要があることは十分承知しておりますが、先ほども御説明したとおり、本制度があることで移住を決められた方が一定程度いらっしゃることを成果と捉え、まずは、現在の移住支援政策の周知を、近郊の不動産会社等と連携を図りながら、さらにPRすることで移住者を呼び込んでいきたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 今、移住者に取り組んでいきたいというお答えがありましたけれども、その3番目に移りまして、その移住をしたいという問合せ、役場の地域振興課のほうに問合せ件数が、9月末まででいいんですけど、何件ほどありましたか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 移住に関する相談につきましては、様々なケース等がありますが、全てのケースを記録しているわけではございませんが、大体過去平均すると年間25件から35件程度、かなり電話で相談を受けております。

そして、まだ相談対応の際には、昨年度作成いたしました、吉富町移住・定住ガイドブックの内容を説明し、相談者に合った移住支援策を説明しているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 25件から30件ほどあったという中で、吉富町に興味を持って移住された方というのは何人かいらっしゃいますか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 移住・定住では、約20件程度のやつが例年毎年、移住・定住含めて申請がございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 移住・定住と新婚家庭で吉富町に来られた方が20件程度は毎年ございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 最後の4番目の質問へと移ります。

現在、新築だとか中古住宅を購入した場合に、3年間の税金の奨励制度がありますけども、それを近隣も同じような感じで、吉富町に右にならえかどうかわからないんですけど、3年実施している自治体も増えてきております。それをちょっと一歩リードするには、3年から5年にしたらどうかというふうに思っておりますが、その考えはどうでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

定住化奨励金につきましては、平成18年度から実施している定住制度でございます。これまでも建物が建っている土地も補助対象とするなど、時代に応じた改正を5年に一度制度の見直しを行いながら、約400件の世帯に対し奨励金を交付しております。アンケートでも、本事業につきましては定住に有効という御意見を頂いており、近隣の市町と比較しても、優れた定住支援制度だと認識しているところでございます。

期間の見直しにつきましては、議員の御指摘のとおり、3年を5年延長することにつきましては、吉富町がふるさと納税の取組について大変遅れたこともあり、財政面等での課題もいろいろございます。しかしながら、近隣では類を見ない事業となっており、定住していただければ今後の税収の増にもつながりますので、ふるさと納税等の税収増が図られた折には、財政部局とも協議を行いながら検討を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君）　そうですね、今どこの自治体もということではないんですけど、近隣の市町、幾つかの町も同じような感じで、3年の奨励制度にしております。一步前へ行くという意味では、5年にぜひして、人口を増やすという一つの起爆剤として、ぜひそれに取り組んでいただいて、吉富町が輝く町にさせていただきたいなというのと、各課もいろいろ人口増について、施策を考えていると思いますけども、地域振興課としても2つと言わずに3つ、4つとチャレンジして地域に貢献できる、人が増やせる、人が増える町に少しでも総力を結集して頑張りたいなということで、一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君）　向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君）　議席番号4番、向野です。通告に従って、一般質問を行います。町長交際費についてです。

交際費は、町政の円滑な執行に図るため、町長は町の代表として行う外部の個人及び団体との交際、交渉等に要する経費とあり、その人が住民から課題又は不必要との疑念が持たれないようにしなければならぬとあります。

そこで確認します。本町の交際費の支出基準は、先ほど同僚議員の質問の中でもありました。執行部の説明内容でよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君）　未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君）　先ほど答弁を申し上げたとおり、運用基準を設けて今運用しております。

以上です。

○議長（山本 定生君）　向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君）　では、条例要綱、支出基準がないということですので、当議会でも、議長交際費に関して同じく基準が現在ありません。それで今、議長を中心に策定中でありま。町と議会は車の両輪と言われます。今後も要綱などを作成するのであれば、今の現在の時代に合った住民に十分理解する内容にしてもらいたいと思います。

また、今後策定後、それを公開する考えはあるのか、その辺をお聞きします。

○議長（山本 定生君）　未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君）　執行状況を公開するということは、先ほど岸本議員の御質問の中においても、御説明をさせていただきました。そちらにつきましては、先ほど説明をした以前廃止をした要綱を見直しをし、再度制定をするというその中で、公表の規定を設けるという手続を行えば、再度また公表という形が可能でございます。

そもそも、この要綱を廃止をしたのは、公表をしないことが目的であったわけではなく、先ほ

どからるる御説明を申し上げましたが、町長交際費を時代に即した柔軟な運用を行うことで、吉富町とあらゆる人がつながって、もっともっと良いまちづくりのために有効活用するという町長の意思が発案からのものでございましたので、改めて公表という観点から、この町長交際費の要綱を再度制定するかどうかについては、検討の時期に、この予算決算委員会、そして先ほどの議員の質問、そして向野議員の質問の中で、検討の時期に来ているのかなというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） どうもすみません。最近に至るまで、町民の方々より開示の要請や御意見等も伺ってはいなかったもので、ついそのままになっていたのが本当のところではございますが、本日の一連のやり取りを聞くに及び、また1年ほど前に岸本議員より公開に向けての質問等も思い起こしていました。すぐにでも積極的な公開に向かっての要綱の整備を急ぐようにしたいと思います。

るるおっしゃいましたように、憶測や疑念、また御心配等を生じさせてしまったことに対しては申し訳ない、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 現在、グローバル化も進み、またIT化も進み、その場に行かなくても済むこともあります。直接やはり顔を見て要望なり要請なりをする必要も必要であると思いますので、今後は、適切な要綱をつくっていただき、皆さんに理解していただける交際費に努めていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。本町のため池管理についてです。

ため池の多くは農家や水利組合、土地改良区等で管理されていましたが、近年では、農家の減少や農業者の高齢化が進み、農業関係者のみの管理は困難となっており、保全管理体制の弱体化が進んでいます。また、農村地域の一部では、混在化が進むなど、周辺の環境が変化しているため池も少なくありません。

一方、近年では集中豪雨や大規模地震が多発していることから、ため池の老朽化対策や耐震対策を行い、農村地域の防災・減災対策を強化する必要があると考えられています。ため池の適正な保全管理は、施設の長寿命化を図るためだけでなく、防災対策の基盤となることから、管理体制や周辺の環境に応じて、適正に保全管理していく必要があると思います。

そこで、本町にあるため池の管理体制はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 町内には現在、農業用水確保のため、江戸時代前後に造成されました6か所の主要なため池が存在いたします。これらのため池は、先ほど議員からもありましたように、農業用水の確保に加え、降雨時の洪水調整や火災時の防火用水としても重要な役割を担っております。これまで、ため池の維持管理、特に草刈り作業等は、地元の農業者を中心に地域住民の手によって行われてきました。

しかしながら、作業従事者の高齢化により、特に池の内側での草刈りが困難となっていることは承知しております。このことに対し、幸子上地区と鈴熊地区の自治会からも、転落リスクを減らすための防草シートの設置を求める要望がございました。町としては、この問題に安全確保を目的とした防草シートの設置を支援し、町の職員と地域の有志による設置作業を行いました。

今後、町は継続的にため池の適切な管理を支援し、町民が安心して生活できる環境を提供することに努め、町民主体のまちづくりを今後も全力で支援していきたいと考えております。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） それでは、土地改良区を管理しています地域振興課からお答えいたします。

現状といたしまして、土地改良区では、ため池8か所に毎年管理料をお支払いし、地区の方に管理していただいております。また、令和2年度に土地改良区の事業といたしまして、上毛町にある迫池の防草シート設置工事を実施しております。これにつきましては、自治会からの要望により、当初、町のほうで施工予定ではありましたが、町外のため池であることから改良区で施工いたしております。

しかしながら、本来、ため池の防草シートにつきましては、基本的に万が一漏水が発生した場合、防草シートで漏水箇所が分からないことがあるため、防草シートの設置は基本的には控えたいと考えておりますが、今後につきましては、農家の高齢化等に伴いまして、管理上設置せざるを得ない場合は、建設課、事業課のほうと検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 今の説明で、高齢化を考えていきたいということでした。しかし、我々の近くでも、農業者の減少や高齢化で今後管理が困難になるのではないかと思います。

10年後、20年後、そのような先のことはどのように考えていますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 今後の高齢化に向けて、新たな取組といたしまして、今年度より多面的機能支払交付金事業を実施しております。その中で、幸子池、舛池、神揚池、迫池の管理につきましては、計画的に草刈り等の管理をしていただいております。これも一つの対策とし

て考えており、今後も継続して、ため池の維持管理ができるよう、この制度を最大限活用いたしまして、地区の農家さん、併せて地区の非農家さん、両方で一緒となって、管理できるよう支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 町も十分考えていることはよく分かりました。これから、そのような活動を農家さんだけではなくて、減災の面でも農家以外の普通の住民の方たちにも分かっていたことが大切ではないかなと思います。国もいろんなアイデアを出して行っていると思いますので、柔軟な対応をお願いします。

そして、戻るんですけども、先ほどの交際費の公開のことで、未来まちづくり課長も町長も公開に向けてということ動いているという気持ちを頂けましたので、来年度以降はぜひ行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（山本 定生君） 再開します。

矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 皆さん、こんにちは。一般質問を行います。

1番の教育について。先日のニュースの話を、まず行いたいと思います。東京都の公立小学校において、精神面の問題などの原因で、教員の休職や退職が相次ぎ、9月1日時点で、欠員約140人が発生。その欠員の改善へ向けて、東京都教育委員会は先生たちのホットラインというSNSによる教員専用の相談窓口を開設したとのこと。福岡県でも教員不足は近年耳にするところであり、今や教職は激務と言っても過言ではないでしょう。そんな中、昨年12月議会において、ユネスコの世界教師デーに倣って、私たちの町でも先生方に感謝するセレモニーを行ってはいかがでしょうかと提言させていただきました。教育長は、同じ考えであるので、趣旨をPTAや学校運営協議会等に投げかけて、何か進めたいと述べていただき、今秋の10月に開催の運びになったと存じております。そこで、このセレモニーに向けての設定から実施までの教育長の思いについてお聞きいたします。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 近年、教育現場の厳しい勤務状況から、若者が教師という職業に魅力

を感じなくなり、教員の採用倍率は低下し続け、定数の確保が難しい状況にあります。国家百年の計は教育にありと言いますが、教育水準の低下が危惧され、学校を維持していくこともこれから難しくなっていきます。現在、国を上げて教職員の長時間勤務の縮減、教職員定数増や処遇改善等、先生方の心身の健康を守り、専門的力量を高める働き方改革に取り組んでいるところで

す。
実際、夕方4時に児童を下校させては、その日に気になる児童の保護者に連絡をしていたりしたら、明日の授業の準備や先生方の打合せの時間などありません。授業の準備をしていると、勤務時間を大きく超えてしまいます。それでも、未来を開く子供たちを育てるという使命感と、子供の小さな成長を喜びとし、エネルギーに変えて頑張り続けておられます。

元教師だった町長からは、事あることに、ねぎらいと感謝の言葉をいただいています。このことは町民や保護者の方々も同じであろうと考えます。このような先生方の頑張りや職責の重要性を、保護者や地域の方々にも理解していただき、先生方へ感謝の思いを伝えたいと考えておりました折、昨年、この議会で先生方に笑顔を届ける教師感謝の日制定のアイデアをいただきました。教師としての喜びや幸せは、目の前の子供たちの成長が一番ですが、保護者や地域から信頼をいただくことも大変大きいものがございます。私は、このような働き甲斐を高めることも働き方改革と併せて重要であると考えています。

そこで、私たちの町、吉富こそは先生方にとって、心温かい、働きがいのある町であり続けたいという願いから、この思いを形にしてみたいと考えています。先生方の頑張り、日々の努力で私たちの町の将来はつくられると考えています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 今、働き方改革と言葉がありました。これまでも先生方の長時間勤務を削減したり、指導のための補助の方を配置したりと、働きやすくすることを考えてきたと聞いております。その働き方や働きがいについて、もう少しお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 先生方の心身の健康が第一でありまして、勤務時間を少なくするということが大変大事なことでございます。それに加えて、保護者や地域から、御苦労さま、ありがとうございますというような感謝の気持ちをいただくことが、大変エネルギーになるということをお願いするのであります。

国は、県は、私たちは、マスコミは、どちらかという働き方改革といって勤務時間の縮減をクローズアップされますけれども、それに加えて、やはり質的なサポート、協力体制というもの

大変重要であるというふうに思うところであります。先生方は、子供たちの、分かった、できたよという喜ぶ顔を見たくて、時間を忘れて、明日の授業の準備をされるのであります。切りがない仕事でありますけれども、これは、私はさほどストレスにはなりませんでした。子供の笑顔が浮かぶからです。

ところが、忙しいときに限って、夕方から遅くに、この件はどうなっているのかとか、おかしいではないかというような、クレームめいた長時間の電話等で先生方は心を痛めるのであります。そこで、先生方ありがとうございます、一緒になって子供を育てましょうという精神的なサポートを何とか形にしたいというのが、私の強い思いであります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 今のお答えの中に、教育で大事であろう人の心が見えたように感じました。

次に、セレモニーの実施内容について伺います。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 先々月10月5日をユネスコの教師感謝の日に合わせて、よしみ「せんせいありがとうの日」とし、午後の授業の前に、各クラスで感謝の気持ちを伝えるセレモニーを企画いたしました。主役である児童から担任の先生へ感謝の言葉を述べ、町民を代表して町長から6年生のクラスで、じきじきにメッセージをいただく予定でありました。ところが、急にインフルエンザによる学級閉鎖が相次ぎまして、急遽内容を変更せざるを得なくなりまして、先生方には私から町長のメッセージを代読して渡したところでございます。その折、鉢植えの胡蝶蘭を、先生方お一人お一人に手渡しさせていただきました。その胡蝶蘭は今も各教室で美しく咲き続けています。

5時間目の授業は、学校運営協議会主催で、全ての学年、学級で地域の方々が先生役の授業を企画いたしました。寿会の方々による昔遊びの体験や、役場職員による吉富の漁業、まち自慢、天仲寺公園の清掃活動、さらには行橋法人会による税金の学習等、感染症防止のため、一部でできない学年もありましたが、ゲストティーチャーとして子供に直接指導をいただくことで、先生方にはひとときの安堵感となり、地域の協力体制の心強さを感じられ、いつもと違う笑顔を見せておられました。

私たちの町こそは、学校、先生方の理解者であることをしっかりと伝え、頑張る先生方の応援団、協力者になりたいものであります。吉富の未来は学校でつくられます。先生方の献身的な努力でつくられます。これからも議員の皆様の一層のお力添えをいただきながら、この「せんせいありがとうの日」の制定・実施を契機に、感謝の気運をさらに高めてまいりたいと思います。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） コミュニティースクールも関わったということで、私も学校運営協議会の委員であったことはあります。協議会、コミュニティースクールがどういうことをやろうというのが、なかなか開けていけなかったという記憶もあります。そんな中、そのコミュニティースクールの発展につながったようにあるということは、特に価値があったかなというふうにも感じました。

そして、中学校でも同様に行われたことは存じております。ちなみにですが、その違いがあれば聞かせてもらえますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 子供たちを中心に感謝の気持ちを伝えるという趣旨での違いはございませんが、中学校の場合は、生徒会執行部が、そういうことならば、私たちにも企画の段階から参加させてくださいということがございました。大事なことを忘れていたな、大人だけで考えていたなと思ひまして、生徒会を中心に提案をいただき、要望をいただくという場を設けて、できるだけ子供たちの要望に沿うようにということで、子供たちのほうから、色紙を買っていただきたいです、その色紙に、特に関係のある私たちのほうから、先生方に感謝のメッセージを書いて、直接、私たちからお渡ししたいという要望がございまして、そういうことを取り入れて、花束と一緒に、子供たちの手から先生方お一人お一人にお渡しをさせていただいたということが、趣旨は一緒ですけれども、形として生徒会がアイデアを出してくれたということが違いかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 10月6日に行われた中学校でのセレモニーは、私も同僚議員数人と出席いたしました。そして、教師に対する支援と理解を求めて祝うという意義は、十分、そのセレモニーにおいて表せていたと感じました。また、学校運営協議会コミュニティースクール会長の、今後も継続を考えるとの言葉を聞くことができましたし、人に優しいユニバーサルデザインの一例として、来年度以降もぜひ続けていただき、励み、精を出す先生方の応援となり、先生方にとって働きがいのある吉富になっていくことを願って、次の2問目の質問といたします。

2問目の副町長の設置について質問いたします。ちょうど4年前ですが、同僚議員が同じく副町長の設置の勧めの質問を行っております。当時のやり取りを整理いたしますと、平成19年5月以降、不在となっております。副町長の職務としては、町長の補佐役。一心同体で政策立案を行う。意向を踏まえ、政策判断や重要企画を担当する。そして町長の指揮監督を受け、職員の事務を監督する。また、町長職務の代理をするなどで、当時は、総務課長が、今は未来まちづくり課

長が代理をしているものと思います。そして、県内のほかの団体でも、副町長を置いていない団体がないわけではないということでした。

特には、危機管理体制上で、いつ訪れるか分からない重大な危機に備え、組織の機能強化を図る上で、代行している課長の立場からも必要と考えるとのことでした。質問者においても、ぜひ必要だと唱えていたのを覚えております。

私も考えは同様であるわけで、以前、助役、収入役の役職の時代からは、特別職が1名減となっていることから、必須と考えるこの副町長職だと捉えていますし、本来、3人でする職務を2人で行っている、行い続けているのが現状だと捉えています。そして、昨年まで設置していた危機管理室長も未来まちづくり課長が兼任しているとすれば、お2人で4人前の事務量をこなしているとも取ることができるでしょう。よく切り回しているなど感嘆もするわけですし、お体の心配も気にかかります。

危機管理といえば、コロナ禍中においても、まさに大変だったろうと思いますし、窮したこともあったのではと推察するところです。そこで、多くの自治体と同様に、副町長を置くべきと思うのですが、お考えをお聞きます。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） ありがとうございます。今日まで、随分に行政改革に取り組んでまいりました。自らの目を見て、現場を自らの手で触って、温度を確かめながら来た4年間だったのかなというふうに考えます。それでも、このようにいろいろな疑念とかが起こり得ます。2期目に入りまして、危機管理はもとより、昨今の異常気象といいますか、こういうことに備えていかななくてはなりません。また、民間とのスピード感とか価値観の相違にも、多々驚いた4年間でもありました。でも最近では、職員も随分と変わってきました、民間と公務員とのいいとこ取りをしてくれているなどというふうを感じまして、眉をひそめることも最近は少なくなりました。大変よかったなど、自己満足なんですけれども思っています。

これからは2期目に入りまして、やはりしっかりと開かれた吉富町を目指して、見える化をやらせないといけません。この見える化に関しましては、委員の皆様にも、従前にもまして、いろいろ、るるルール説明もしてきたつもりであります。価値観の相違等もございますけれども、ここはしっかりと皆さんにも理解をいただきたい、そういうふうを考えています。そのような意味や考え方においても、そろそろ任命に向けて考えていく時期が来たのではないかなとも肌で感じております。また、その際には、議員皆様にも、ぜひ御相談にも乗っていただき、将来を見据えた展望や所見を拝借させていただければ幸いです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） この副町長設置について、私の考えは十分述べさせていただきましたので、次の3番目、地域包括ケアシステムの構築について質問させていただきます。

質問するに当たって、勉強を頑張ったのですが、なかなか難しいところがありました。こういう介護保険系のところは本当に難しいなと感じております。では質問に入ります。介護保険は制度創設から23年を経過し、65歳以上、被保険者は1.7倍に、サービスの利用者は3.5倍に増加しており、高齢者の介護になくてはならないものとして定着、発展しているとのこと。3年ごとに収支を見通して事業運営を行っており、次の令和6年から8年までの第9期計画では、85歳以上が急増する令和22年を見据えて、進化・推進を必須として整えていくとの模様。市においても、その計画策定の最中であろうと存じますし、地域包括ケアシステムについても同様に策定がなされているところだと思います。

そのシステムの構築は、2025年を目途にとうたわれています。つまり、今回のその計画策定において、その形なりが見えている頃だろうと察して質問をいたします。その構築に当たっては、中学校区や30分で移動できる範囲を目安とされた中で、吉富町では小学校区で住むわけであり、また10分以内に隅まで行けるという有利さがあるのでは。そういった特徴や特性をうまく取り入れた施策、例えば、どのようなサービスをどれだけ提供するのかをお聞きいたします。また、その仕組みの進捗状況についてお示しいただけますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） お答えします。

今回の御質問のテーマが大きいものであります。地域包括ケアシステムについては、国の医療介護政策に基づいてお答えします。

令和5年2月に開催された医療介護総合確保促進会議、ここでは、団塊の世代と呼ばれる方全員が75歳以上になる2025年に続き、先ほど議員おっしゃいましたが、新たな分岐点と想定する高齢者人口がピークとなる2040年を見据えた医療・介護の提供体制が提案され、その際の資料、ポスト2025年の医療・介護提供体制の姿を交えながら、町の状況に照らしてお答えします。

地域包括ケアシステムは、10年前の平成25年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活が包括的に確保される制度を地域包括ケアシステムと規定し、介護保険制度においてシステムの構築を通じて、介護サービスの充実強化、医療との連携強化、介護予防の推進、生活支援サービスの確保、住まいの整備といった取組が求められています。

これらを共に推進する関係機関等との連携の仕組みについて、団塊の世代とされる方が75歳

を迎える令和7年、2025年を目途に、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供され、そこにさらに自助、互助、共助、公助という視点や専門職との多職種連携を地域の特性に応じて盛り込み、つくり上げる地域力を反映したシステムの構築が、また同時に求められています。

介護保険法における保険給付と事業の構成では、訪問介護や通所介護などの在宅サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービス、介護予防・生活支援、一般介護予防による介護予防・日常生活支援総合事業、認知症総合支援や生活支援の体制整備などの地域支援事業の4つから主に構成されています。

このような中、町は住民参加の介護予防や介護ボランティアの養成、ボランティアと協働によるサロン運営や自主グループの支援、生活支援サービスでは配食サービス、移動支援や買物支援、見守りネットワーク、住民や関係団体・機関との協働による包括的な支援体制の取組として、地域ケア会議であったり、総合相談支援、支え合い体制づくりなど、町の介護予防の形を地域包括支援センターや社会福祉協議会への委託事業を主体として展開しています。

これらの取組を背景に、令和2年10月から、地域住民主体による有償ボランティア活動として、互助による高齢者への日常生活支援が展開し、現在では20人の支援員が年間170件を超える依頼に対応しているというところも聞いております。

また今後、増加が予想される認知症の方への支援として、認知症カフェ、物忘れ相談会、認知症家族会や認知症VR体験事業など、本人や家族に寄り添った支援や医療機関との適時適切な連携、認知症進行による行方不明事案等への対応として、昨年度から高齢者等SOSネットワークを構築し、早期発見・早期保護の体制づくりを各組織と連携を図るなど進展させているところで

す。

また、フレイル予防のための塗り絵、鉛筆画教室、口腔ケアや健康づくり体力測定など、関係機関や企業の協賛により実施運営する地域支援事業もあります。進捗状況、特色ある施策については以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 次に、ケアシステム構築に当たっての課題ですが、私が見たところ、第9期介護保険事業計画策定へ向けての町の高齢者生活アンケートでのIADL、手段的自立度、つまり日常生活動作より知的判断を要する家事、買物、金銭管理、公共交通機関の利用等の動作の能力において、第8期策定時の3年前と比べて低下が著しいように見受けられること、つまり認知症の進行が憂慮されるかもしれません。そういったところは気にかかるわけですが、大まかにはサービスの充実と費用の効率化を同時に実現できると理想的なのかなとも感じています。その構築に当たり、課題として考えられていることをお聞きいたします。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 少し長くなりますが、御容赦ください。

医療介護総合確保促進会議で、地域包括ケアシステムの構築は21世紀型のコミュニティーの再生と位置づけられています。医療・介護の複合的ニーズを有する85歳以上人口が急増し、高齢者の単独世帯も増加していく中で、単身で暮らす複数の基礎疾患を持つ要介護高齢者への急性期の対応など、今後、全国的には令和22年、2040年頃ですが、高齢者人口がピークを迎え、医療介護の複合的支援を必要とする高齢者が高止まりする一方、生産年齢人口の急激な減少に直面するという局面を迎えることも示されているところであります。

町は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常生活の支援が連動し、確保される地域包括ケアシステムの充実に向けた施策を推進しており、今後はこれまで構築してきたケアシステムを深化させていくことで、高齢者の暮らしを支える体制のさらなる強化を目指す必要があります。

そのような中で、医療介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において、治し、支える医療と、個別ニーズに寄り添った多様な介護サービスの支援を、関係する機関が役割分担しながら、有機的に連携し、ニーズに応じて柔軟に提供される形が、できる限り、住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいという思いに応えられ、入院医療で治すことに特化した機能だけでなく、在宅医療や外来医療を含め、治し、支える医療が、在宅復帰、在宅療養支援等を含む介護サービスや住まい、生活面での支援とともに、地域で完結して提供される地域完結型システムが構築されている必要があることも同時に示されています。

先般、10月31日に100歳を迎える方の自宅に町からの表彰状授与に同伴し、町長とともに同居される娘さん、町内に在住する娘さんと御一緒にお祝いをさせていただきました。百寿を迎えられた方は、以前、介護福祉施設に入所されていましたが、現在は週に一、二回ほどの通所ケアサービスを受けながら、在宅で日常生活を送られている状況です。

一例として挙げましたが、このような住み慣れた自宅で生活し、健康状態によっては、医療機関への入院や日常生活での専門的な介助を必要とするときは介護施設への入所といった、医療と介護の連携体制が家族の負担軽減につながる事例として御紹介したものです。

また、本人が望む医療やケアについて、事前に考え、家族等や医療ケアチームと話し合う人生会議、アドバンス・ケア・プランニング、ACPと呼ばれるものですが、その普及も同時に提唱されています。いわゆる終活やエンディングノートとも呼ばれ、先日、町の社会福祉協議会では、弁護士を講師に迎え、町住民課のエンディングガイドを活用した終活セミナーが開催されています。国が示すところの健康、医療、介護情報に関する安全・安心の情報基盤が整備されることにより、自らの情報を基に、適切な医療介護を効果的・効率的に受けることができること、その

取組につながる事業と捉えているところであります。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という制度が令和2年度から開始しております。後期高齢者医療広域連合と市町村が協力し、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的な高齢者の状況に応じた支援を行い、さらに健康増進を図るといった制度でございます。

実施方針として、健康状態不明者と個別の健康課題がある高齢者への個別支援と通いの場への積極的な連携について、保健指導を中心に高齢者に対する支援の計画調整を行い、システムを活用した地域課題の分析であったり、高齢者の健康調査や保健指導を一体的に実施する枠組みの構築を、これもまた課題としております。

先般、12月1日から運用を開始した、よしとみ介護予防ポイント事業ですが、高齢者の健康づくりや地域貢献を促し、外出機会の確保につなげることで、心身機能の低下を予防し、健康な日常生活を支える事業としてスタートしました。健診受診や健康指導にポイントを付与することで、健診受診率の改善向上を図り、疾病の早期発見や早期治療へ誘導することで、将来的な医療や介護給付費の適正化、健康寿命の延伸につながるものと考え、保健介護の一体的実施の連携につなげていくものであります。

また、人口減少が進む中、社会保障制度を維持することは難しく、地域包括ケアシステムを核として、身近な地域で支え合いを強化し、地域社会での共生を実現することが、また同時に求められています。

令和2年度の社会福祉法の改正に伴い、重層的支援体制整備事業が創設され、地域包括ケアシステムと連動した、地域の様々な福祉分野の団体が連携し、複合的な福祉課題に対応していくことを求めています。重層的支援体制整備事業は、新しい支援制度というより、複数分野の連携や協働を効果的に展開させるものとされ、各分野の規制による取組が分断されることもなく、支援の負担が軽減され、組織横断的な対応を図ることを想定しているものです。

地域共生社会の目標の一つに、住民同士が気にかけて、助け合う環境の中で、生きづらさを抱えている人であっても、地域交流の場に参加する機会を自然な形で提供されることであり、地域と関係機関が定期的につながり、地域住民同士の緩やかな見守りの中で伴走支援が続いていく、町に合った仕組みづくりが、また同時に求められるところでございます。この仕組みづくり自体がとても大きな課題と捉えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 地域包括センターの姿を見ていると、なかなか多忙を極めているようにも見受けられます。平成24年の4月1日から、豊築の単位から吉富町、各市町に移った

わけですが、当時の人数を調べるのは忘れていますが、現状5名、この職員数についての考え、例えば今後の増加とか、そういったところは考えておられるでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 先ほどの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施であったり、重層的支援の体制整備などは、当然に多くの方々、多くの職員の力が必要となります。ただ、人口減少というところも確かにございます。ここは地域の方々とともに、町の課題を解決するといふところが大きな転換期であろうと思います。そういったところへの協力支援もまた必要であり、議員心配されている職員の確保というの、当然大事なことと同時に捉えています。

以上です。

○議長（山本 定生君） 矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） まとめます。私も、ある高齢者の相談を地域包括支援センターに行っていたことがありますが、迅速で丁寧な対応をしてくれて、日常的、恒常的に相談や支援を適切に行っていることを垣間見ることができた事案となりました。

また、先日の12月7日でしたか、住民福祉センターひだまりでの地域共生社会の実現のための視点と重層的支援体制の整備の講演では、まさに今後の方向性を示してくれていたと感じました。

2017年の社会福祉法下での重層的支援体制整備の文言がきっかけかとは思いますが。その講演内容で、具体的には、みんながつながるネットワークの層を何層にもしていきましょう。言葉ではノーマライゼーションが通らなくなってきた。インクルージョン、つまりエクスクルージョン、排除じゃなくて包みましょうや、アウトリーチ、つまり出向いていって課題を抽出するとか、世間で薄くなっていた人情やおせっかいを、近助、近助の「じよ」の字は、互助や共助と同じ「助ける」という字ということです。その近助の力をもって、期待するというふうに述べておりました。そして、吉富町は小さくてやりやすいですよとの言葉もいただきました。複雑化する高齢者福祉に適切に応じていると、課長の答弁を聞き、認識いたすことができました。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 複合施設についてお伺いいたします。

新しくできる複合施設には、期待を寄せる声もある中、若い人たちも利用できる施設なのか、どんなふうになっていくのかなど、不安の声も聞いております。そこで、複合施設の建設に関する住民へのアンケート結果について及びアンケート結果に関する町の方向性や進捗状況について説明を求めます。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今、御質問をいただきました複合施設について、少し補足をさせていただきます。この複合施設につきましては、今、「こどもまんなか」応援宣言をいたしておりますが、子供たちを中心にして、図書館を核とした、乳幼児から、そのお父さん、お母さん世代、そしておじいちゃん、おばあちゃん世代、全ての世代の方たちに、ここに集い、そして町が一体的な支援を行う施設として、昨年度、基本構想の予算をいただきまして、準備を進めている施設でございます。

先ほど議員がおっしゃった、このアンケートにつきましては、町の全世帯にアンケートを送付させていただき、974件ものたくさんの御回答をいただき、町民の関心の高さを実感したところでございます。

このアンケートでは、子育て世代の方々からは子育て支援全般に関する総合的な窓口機能が欲しい、一時保育や学童保育サービスと一体的に行ってほしい、他世代が時間を共有する場があってほしいなどの意見が多く寄せられました。また、新しい図書館に対する希望といたしましては、快適に自習ができるスペースが欲しい、カフェ・飲食スペースを併用してほしい、子供向けのサービスの充実を図ってほしいを求める意見が多く寄せられました。その他、アスレチックルームが欲しいや、サークル活動に対応した貸室、屋根付きの広場などが欲しいといった意見も多数から寄せられておりました。

これらのニーズをできる限り反映するように進めたいと考えておりますが、要望の全てを盛り込むことは建設費高騰の折でもあり、現実的ではありませんので、財政計画等との調整を図りながらも、町を一つの家族と見立てて、おじいちゃん、おばあちゃんからお孫さんまでが、みんなが集う場をイメージしたキャッチコピーを「まちのリビング」という形で、吉富町の身の丈に合った、ちょうどよい施設の建設に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

現時点の進捗状況についてですが、試行錯誤を繰り返し、ようやく、ある程度、総工費のめどが立ちそうな状況でございますので、今後、議会の皆様に内容の御説明の機会を設けさせていただき、併せて、今後、基本計画、基本設計と、より実現に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。その際は、議員の皆様にも改めて予算についての御審議をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 進捗状況、ありがとうございます。いつ頃、完成のめどというのは、今のところ変わっていない感じでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まだ計画の最終年度というのは、今後、詰めていきます基本計画等々で詰めていく予定ですので、まだ完成年度が明確にできているわけではございませんが、3年から4年をめどにできたらいいなということで、今、準備を進めさせていただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） この複合施設の中に図書館もということではありますが、5年先、10年先も少し考えていくと、本だけではなく、電子図書サービスといった電子化ということも考えたほうがいいんじゃないかと思ひまして、現在、520自治体が、現状、図書サービスというものを取り入れているような情報も入っております。借りた本が、期間が来たら自動で返却されるか、職員による貸出しや予約の作業も必要なく、返却期間を過ぎると利用者の端末で閲覧ができなくなる仕組みなので、パソコンやタブレットを持っていれば利用者ができるというようなことで、図書館と利用者の両方の恩恵が受けられるようなことにもなると思ひます。また、ほかの自治体とそういった電子図書館のサービスを連携することで、読める本というのは飛躍的に数が増えるような感じもしますし、そういったようなサービスも取り入れていくような考えがあるか、お伺いしたいです。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今後検討していく中で、そういった先進的な技術というのは十分取り入れていきたいと思っております。また、この計画を進めていく上で、現在、小学校、中学校、町の図書室にも司書の先生が配備しております。その司書の先生たちのお話や、読み聞かせの先生たちとお話もする機会がございますが、一方では、特に子供たちに、そういった専門の知識を持った大人たちが、こんな本がいいんじゃないかとか、こういう本を読んだらためになるよというような、直接指導をする場というのもとても大切だという意見も聞いておりますので、双方を併せ持ったものを検討していければなというふうに、今日、お話を聞かせていただいて思った次第です。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） そういったDX的な電子サービスも入れる中、吉富町もあと19年で100年となります。そういった地域の歴史や文化も多くなってくるので、そういった郷土資料室のようなものを求める声も上がっております。そういったものを複合施設に入れるということも検討の余地を入れていただき、さらに今を生きている方々も活用できる複合施設にしていただけることを期待しつつ、次の質問へ参りたいと思ひます。

お伺いしたいのは、漁業振興についてお伺いします。先月、浚渫工事が行われましたが、経過報告及び今後もどのように行っていくのか、お伺いします。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 今年度の当初予算にて、航路浚渫費用として782万円を計上し、小祝漁協の、のり養殖が始まる10月初旬までに約600立米の土砂を浚渫する計画としておりました。そのような中、7月10日の豪雨後に、吉富漁協より航路の埋塞が著しいと、浚渫の要望が出され、深淺測量を実施した結果、経年の堆積による航路の埋塞が確認されました。

その後、大分県から小祝漁港の航路しゅんせつを行う旨の連絡をいただき、先般の議会全員協議会にて説明さしあげたように、大分県工事の受注者である株式会社菅組と8月18日に随意契約を締結したことで、本町の浚渫工事に要する回航費の削減や大分県工事との経費合算により、浚渫土量は当初予算で見込んだ600立米から3,640立米を実施することが可能となりました。このことは、町単独で施工した場合と比較すると、約1,000万円程度の経費削減が図られたこととなります。

なお、浚渫箇所につきましては、予算と工期を考慮し、関係者と、でき得る最大限の範囲を吉富漁協の理事会等で確認と調整を行い、工期は大分県と請負業者、大分県漁業協同組合中津支店との調整を行い、9月末までに完了しております。

なお、今後の浚渫につきましては、多額の予算を要する事業でございますので、いろいろ今、漁協からも上がっております航路の振替であったり、今後の継続的な浚渫、そういったものにつきまして、吉富漁協や組合員とともに、10年後や20年後の長期的な漁港利用計画を十分に協議した上で、再度、議員の皆様方に御相談させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 執行部の方の大変な努力がありまして、非常に安い値段というか、低価格で、こういうことが行われたのは素晴らしいと思っております。こういったことで、漁港が浚渫工事により動いたことで、漁師たちも活発に活動しまして、11月、12月は、朝市のような形で、漁師の自発的な動きや町との連携した動きで、多くのお客様が来られていました。そういったことを踏まえ、日頃から漁港の維持に努めていただいている町の役場の皆様ですが、漁業振興には担い手の確保も必要と考えます。このことを踏まえて、町としての漁業の未来をどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） それではお答えいたします。

新保議員に言われたように、11月、12月と、漁協主催、町主催で、吉富の魚市ということ

でマルシェをして、地区外、県外からも多くの方々の参加をいただいております。しかしながら、議員御指摘のとおり、漁業の振興に新たな担い手の確保・育成は喫緊の課題であります。漁業の担い手につきましては、漁業者の高齢化や後継者不足、水産資源の減少や現在の燃料費の高騰などから、年々、吉富漁協におきましても減少を続けております。吉富町といたしましても、今後の漁業を守っていくためには、吉富漁協と協議をしながら、漁師さんと未来を語る場をつくっております。昨日につきましても、漁協理事会に出席させていただいて、そういった今後の方向性について協議を行っております。

今後につきましては、国の補助事業や地域おこし協力隊制度の活用を行い、水産資源、今、アサリの資源回復に努めておりますが、そういった資源の回復を図りながら、新たな担い手の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） これからの漁業の未来が大変だということも分かっております。

そんな中、具体的ではありますけれども、お隣の豊前市ではサーモンの養殖があったりとか、大分県はカボスブリなどを進めたりとか、養殖があります。吉富町では、先ほどおっしゃられましたアサリの増殖等をやっておりますが、天然資源であるため、年によつての質や量、大きさにばらつきがあります。

先ほど同僚議員の話に出ておりました、元地域おこし協力隊A氏に聞いたところ、まちづくり会社に取り組んでいたアサリの商品化まではいけましたが、やはりそういった質・量のばらつきがある等で、やはり販売が難しいというふうな話も聞いております。また、ヨシエビの稚エビも育成はしているものの、その後、放流するため、吉富町でヨシエビはほとんど取れておりません。

そういった育てた資源を養殖事業で通年確保できるような考えや取組方、人材の確保などを積極的に進めていく、そのようなお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（石丸 貴之君） 養殖事業につきましては、今年度より町の水産会社さんがカキの養殖を始めてくれております。いろいろと、豊前市さんはサーモンの養殖というふうな、町のほうにもエビの養殖をしませんかというような相談等も、漁港にまだ有効利用できる用地がございますので、そういったことも、また地元の漁師さん、漁協とも協議して、取るだけじゃなく、養殖のほうにも力を入れてみませんかというお話は、今後もさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 移住者の目線からしますと、吉富の海というのは大変重要な資源であると考えています。先ほどおっしゃられました12月10日のマルシェに限って言えば、朝8時半からの開始にもかかわらず、150人ほどの行列ができていたとお伺いしております。今からでも、そういった動きを活発化させ、水産資源を回復し、アサリや、ほかの養殖も進めながら、6次加工品につなげる。絶対数の確保があれば、地元業者に確約した定数をお願いできたりもします。新しい産業や雇用をつくるなどを含め、これから先、より魅力的なまちづくりを一緒に考えていければと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 最後になりました。3番の角畑です。一般質問をさせていただきます。

税公金セルフ収納機について。沖電気へ随意発注したことについて。この件については、6月議会で同僚議員が論議されていまして。約860万円の機械を沖電気に随意発注して購入した。購入した後に福岡銀行から機械とぴったり同額の860万円の入金があった。それを企業版ふるさと納税として会計処理した。

質疑を整理すると、1点目は、福岡銀行の寄附金を企業版ふるさと納税で会計処理するのはおかしいのではという質問に対して、福岡銀行と役場がお互いにどういう機械が欲しいか協議し、機械を選定したが、適正であると考えている。企業版ふるさと納税として会計処理してよいのかを判断するのは、税務署であって自治体ではないという答弁がありました。

2点目は、沖電気と随意発注したことで、860万円もの高額の商品が入札で購入すべきではという質問に対して、こういう仕様の機械を販売しているのは沖電気だけだったので、随意発注したという答弁がありました。

この議論を聞いて、私もちょっとおかしいなと感じたので、今回質問することにしました。

まず、沖電気の公式発表を見たところ、福岡銀行と共同提案により吉富町へ納入したと記載されていまして。これについて、福岡銀行に問合せしたところ、そもそも、この機械は福岡銀行から沖電気に、こういう機械を作ってほしいと作ってもらった商品であるとのことでした。福岡銀行としてもデータの自動連携によって業務効率化ができ、というメリットがある。だから沖電気と一緒に吉富町役場に提案したということでした。

1点目は、企業版ふるさと納税なのかという点について、これは経済的な見返りを約束して寄附を受けたのかという点が論点になると思います。今までの情報を整理すると、福岡銀行の業務改善化をするため、沖電気に機械を作ってもらった。その機械を役場に提案し、入札ではなく随

意発注で、つまり役場がその機械を選んで購入してくれた。機械が役場に納入された後から機械の金額を寄附したという流れです。沖電気の機械が納入された状態、つまり福岡銀行に経済的利益があったと分かっている状態で、お金を入金してもらったんですよね。経済的に見返りを約束してから寄附を受けたように見えます。

2点目は、入札をしなかったという点について、こういう仕様の機械を販売しているのは沖電気だけだったから随意発注したという答弁は矛盾していませんか。入札もしていないのに、ほかのメーカーは作っていないなんてことは分かるわけがないと思うのですが。ほかの自治体では、入札の上、ほかのメーカーから購入している事例があります。同じ仕様で、もっと安い機械があったはずですよ。うちのような小さな自治体で860万円の機械は高過ぎませんか。

それで質問いたします。1番目、機械を購入する際、入札をしなかった理由を教えてください。

○議長（山本 定生君） 質問者、通告に沿っての質問という形でよろしいですか。

○議員（3番 角畑 正数君） はい、通告に沿ってです。

○議長（山本 定生君） 検査会計室長。

○検査会計室長（奥本 恭子君） では通告に従ってお答えをさせていただきます。

令和4年度に沖電気工業株式会社からセルフ収納機を購入しました件について、御説明をいたします。

議員もおっしゃられておりましたとおり、さきの6月定例議会の一般質問でも、詳しく、丁寧に御説明をさせていただきましたが、セルフ収納機の購入につきましては、地方自治法施行令に基づき、随意契約にて購入をしております。確かに、議員のおっしゃいますとおり、金額のこのみで申し上げますと、競争入札に付すべき案件ではございます。ですが、町のほうでも、購入に当たりましては、セルフ収納機を導入するに当たる条件としまして、現在進めておりますDX化を見据え、納付情報をデジタル化し、基幹系収納システムに取り込むことができ、かつ、紙での納付書管理が不要になるものということを機種選考の条件とし、当然、町側としましては入札にするべく業者を探しております。ですが、当時、公金のセルフ収納機を取り扱っている事業所は2社のみでございまして、町の条件に対応できる製品は沖電気工業の製品のみということでありましたため、この地方自治法施行令の規定に基づき、契約の性質上、競争入札に適さないものと判断いたしまして、随意契約を行ったものでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 分かりました。じゃあ2番目の企業版ふるさと納税として会計処理したことについて、適正であると考えているのか、教えてください。

○議長（山本 定生君） 検査会計室長。

○検査会計室長（奥本 恭子君） 適正であると考えております。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 今、吉富はコンビニでも支払いができていると思うんですけど、こんな高い機械が必要だったのかというのが、一番の疑問であります。何かお答えいただけますか。

○議長（山本 定生君） 検査会計室長。

○検査会計室長（奥本 恭子君） 今年度から地方税におけるQRコードを利用しました納付方法が開始されましたことは、議員の皆様方にも御承知のことと思います。近年、社会全体におきましても、いろいろな場面でDX化が推進されております。公金事務に関しましても例外ではなく、ペーパーレス、納付書を使わない納付方法、それとキャッシュレス、そういったデジタル化が進んでおります。町としましては、DX化を推進する一歩としまして、セルフ収納機の導入につきましては、ペーパーレス仕様のものを選定条件といたして、沖電気さんのものを購入いたしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 分かりました。便利がいいということによろしいんでしょうね。

次の質問に入ります。令和5年度デジタル化推進業務改善委託公募型入札についてお伺いします。公募の経緯について、公募型入札ですので、公募して入札の上で発注したはずですが、公募した形跡がホームページ等に存在しないように思います。適正に公募したのか、受注金額は幾らか教えてください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 御質問の事業につきましてお答えいたします。

本年6月議会で補正予算を御議決いただきました。その際にも御説明をいたしましたけれども、DXの進展によりまして行政サービスの変革が求められる中で、住民サービスの向上や業務効率化に当たり、まず、どの分野でDXを進めるべきかということ洗い出すために、全庁で業務量調査を実施し、その結果を基にDXによるサービス向上や業務改善効果の高い分野を抽出し、デジタルを活用して変革を進めていく事業となっております。この一連の業務につきまして、専門的な見地からの支援を受けるために委託を行うものでございます。

委託事業者の選定に当たりましては、業務量調査のノウハウやDXに関する知見など、委託事業者が有する技術力によって、その成果に大きな差が生じることから、事業者の能力を見極めた上で契約を行うため、単に金額のみを比較する入札ではなく、先ほど議員さんおっしゃいましたが、入札ではなくて公募型のプロポーザル方式によって実施をすることといたしました。さらに、

どの事業者にも門戸を開いて、幅広く提案を求めるため、公募型で実施をすることとし、6月26日から7月18日までの23日間にわたり、先ほど形跡がないとおっしゃいましたが、町の公式ホームページ、こちらのほうに掲載をして公募を行っております。その結果、1社から企画提案を提出していただきましたので、7月21日に、その事業者から提案内容についてのプレゼンテーションを受けました。本業務に関連する5つの課から選定をされた委員6人が提案内容を審査した結果、契約に値する高評価を得られましたので、当該事業者と8月1日に契約をし、現在事業を進めているところでございます。なお、この事業の提案金額につきましては、431万2,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） 分かりました。差し支えがなければ、入札受注企業名を教えてください。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 入札ではなく、プロポーザルに提案していただいた事業者の事業名でございます。福岡市に本社を有する株式会社BCCという事業者でございます。平成18年度に本町の基幹系システムを構築し、運用を開始して以来、長年にわたり基幹系システムや庁内ネットワークの構築、運用を委託している業者でありまして、本町のデジタル化の状況をよく理解し、能力・実績共に申し分のない事業者である上、今回は株式会社ガバメイツさんという自治体の業務量調査におきまして、トップクラスの実績を有する事業者と提携をする形での御提案をいただきました。1社だけの御提案とはなりませんが、本町が今回の業務を求める結果を得る上では、大変有益な御提案をいただけたと評価をしております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 角畑議員。

○議員（3番 角畑 正数君） ありがとうございます。大変分かりました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） これにて一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。長時間お疲れさまでした。

午後2時15分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月12日

議 長

署名議員

署名議員